

経営状況・資産の把握

法定相続人及び株主の状況

経営や資産に対する権利を有する大切な関係者です。
文書化して整理しましょう。

法定相続人とは

死亡した人の配偶者は常に相続人となる。配偶者以外の方は、次の順序で配偶者と一緒に相続人になる。

第1順位

死亡した人の子供

第2順位

死亡した人の直系尊属

第3順位

死亡した人の兄弟姉妹

法定相続人の範囲

株主の状況	No.	氏名	続柄	所有株数	シェア
	1				%
	2				%
	3				%
	4	持ち主不明分の合計			%
	5	No. 1 から 4 以外の合計			%
発行株式数					100 %

資産及び負債の状況

各資産の評価方法は以下のとおりです。
なお、実際の評価にあたっては専門家の活用を検討してください。

流動資産	売買目的の株式		金融商品取引所が公表する最終価格
	農産物		販売価額－適正利潤－予定経費－消費税額
	原材料		仕入価額－引取等運賃＋その他経費
有形固定資産	農地	純農地・中間農地	相続税評価額（倍率方式）
		市街地・市街地周辺	相続税評価額（宅地比準方式又は倍率方式）
	農地以外の土地		相続税評価額（路線価方式又は倍率方式）
	建物・構築物		残存簿価
	農業用機械・農機具等		残存簿価または同種の機械の中古価格
	果樹	幼齡樹	苗木・肥料・薬剤費等合計額の70%
		成熟樹	（苗木・肥料・薬剤費等合計額－減価償却費）の70%
牛馬等		売買実例価格、精通者意見価格等を参酌	
無形固定資産	ソフトウェア		残存簿価
	営業権		超過利益金額（平均利益金額×0.5－標準企業者報酬額－総資産価額×0.05）×営業権の持続年数（原則として10年）に 応ずる基準年利率
	借地権		相続税評価額（路線価方式又は倍率方式） × 借地権割合
自社株式			原則として純資産価額方式